

しらたか元気っ子事業が

はじまります

しらたかまちは子育て家庭を応援します

しらたか元気っ子事業とは？

白鷹町に住む、子育て家庭を全面的に応援すると共に、子どもたちの健康を確保し子育てしやすい町づくりを目的に平成22年4月1日より乳幼児・小学生・中学生の医療費の無料化を実施するものです。

こんなとき役立つ！

お子様の体調が悪いとき、各医療機関（医科・歯科・調剤・接骨院コルセット作成など）で保険が適用になる治療をした場合に申請していただきます。

助成内容は？

乳幼児・小学生・中学生について、医療機関などの窓口で支払いされた医療費（自己負担額）を助成します。



助成を受けるには？
(対象者・申請方法などをQ&A形式でお知らせします)

Q1 対象者は？

● **乳幼児**
(出生し6歳に達した日以降、最初の3月31日まで)

● **小学生**
(小学校入学し12歳に達した日以降、最初の3月31日まで)

● **中学生**
(中学校入学し15歳に達した日以降、最初の3月31日まで)

Q2 資格要件とは？

● 白鷹町に住所のあるすべてのお子さまを対象とします。
(所得制限はありません。)

● **健康保険に加入しているお子さまが対象となります。**
(必須条件)

Q3 助成の範囲とは？

● **対象となるもの**
健康保険の対象となる医療費の自己負担額。(医科・歯科・調剤・接骨院・コルセット作成など)



● 対象とならないもの

- 入院時食事療養費の自己負担額。(入院時のみ)
- 交通事故の第三者行為にあたるもの。
- 高額療養費に該当するもの(該当金額を差し引いて助成します)。
- 健康保険組合等から支給された付加給付に該当する医療費。
- 健康診断、予防接種、おむつ代、差額ベッド代、歯の矯正等、健康保険の対象とならないもの。
- 学校でケガをし、日本スポーツ振興センター災害給付制度により医療費給付を受けたもの。